

令和5年度 事業計画書

(令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで)

事業1. 難民等高等教育事業

日本で暮らしている難民や、難民の状況となって国外から日本に受け入れられた人々の内、進学機会の限られている人々に対して、奨学金の供与を通じて高等教育の機会を提供する。

- (ア) 難民等の大学学部及び大学院進学のための奨学金基金の運用
- (イ) 4-5名程度の奨学生の募集と選考及び在籍奨学生の継続審査
- (ウ) 12-15名程度の奨学生への奨学金の供与
- (エ) 奨学生のモニタリング

事業2. 難民等受け入れ・自立支援事業

世界各地で難民の状況となっている人びとを日本に受け入れ、難民等が日本語を習得して日本社会の一員として自立し活躍していくことを支援し、また難民等や国際的な難民保護に対する社会の正しい理解を促進し、より適正な政策実現のための提言を行う。

① 日本への受入れ

-1 国外から日本に難民等を受け入れ、日本語学校及び大学での日本語習得と進学または就職に至るまでの進路指導を通じて、安定した尊厳ある生活の実現を支援する。

- A) 国外在住のシリア、アフガニスタン、ウクライナ等からの難民や退避希望者等及び来日済みのこれら難民等より、留学生18名程度を募集、選考する。また、ウクライナでの人道危機に対応して、ウクライナからの難民や退避希望者等及び来日済みの難民等より、留学生10名程度を募集、選考する。
- B) 来日前に基礎レベルの日本語学習を支援し、来日直前にオリエンテーションを行う。
- C) 来日時に日本での生活に関するオリエンテーションと諸手続き等の生活立ち上げ支援を行う。
- D) 日本語学校等における日本語教育と、計2年間の在学中、四半期毎に定期モニタリング及び必要時の面談を行い、進路指導及び生活相談を行う。
- E) 日本語学校等卒業生に対してその後の生活や法的身分等についてモニタリングを行う。
- F) 協力大学、市民社会組織、政府機関等とのパートナーシップを構築、拡大する。

② 就労・自立支援

シリア、アフガニスタン、ウクライナ等の難民等で、就労に必要な日本語力及び

その学習機会を欠いている人々を対象に、日本語講座の機会を提供する。さらに、就職活動に必要なスキルを身に着けるため、就職カウンセリング及びセミナー等を開催する。

② -1-2 日本語講座

来日から間もなく日本語を学ぶ機会のないアフガニスタン、ウクライナ等の難民等に対して、生活及び就職に必要な日本語講座をオンラインまたは対面にて提供し、日本語の習得を支援する。

- A) 来日から間もない難民等より四半期毎に 6-12 名、年間 36 名程度を募集、選考する。
- B) 採用者の居住地やレベルに応じて、対面またはオンラインにて、生活及び就職のそれぞれに必要な日本語を教える日本語講座を開催する。
- C) 学習者のレベルや理解の速度等の必要に応じて、日本語教師による個人指導を提供する。

③ -2 就職セミナー及びカウンセリング

- A) 就職を予定する難民等に、定期的に就職活動及び就職関連情報をメール等で配信する。
- B) 難民等を対象とした就職セミナーを開催し、希望者には個別に就職カウンセリングを提供する。
- C) 大卒及び専門学校卒の難民等の雇用に関心をもつ企業等とのネットワーキングを進め、その情報を情報発信メール及びセミナー等で提供する。

③ 普及・啓発

- A) 本事業に関してウェブサイト、メディア、国内外でのシンポジウム等開催、講演等を通じた発信を行う。
- B) 難民等の高等教育及び日本への受け入れについて、公的制度や運用の改善に関する政策提言を行う。
- C) 難民等に関わる国内外の会合やネットワーク団体への参加、またアフガニスタン及びウクライナ等の人道危機に対応した日本への受け入れに関する協力組織を運営した上で、社会への発信と政策提言を行う。

法人運営

- A) 公益認定申請に伴う書類作成及び手続き
- B) 公益認定に伴う登記等諸手続き
- C) 公益法人としての会務運営